

概要 (Plan)				実施内容 (Do)・評価 (Check)										改善 (Act)	
基本 目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目 標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組 状況	男女共同参画配慮項目	評価	各課 平均	施策 平均	令和2年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和2年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)
【1】個人の 人権を尊重する	(1)男女平等意識の啓 発・促進		●家庭・学校・ 地域における 男女平等理念 に関する教育 の推進	学校教育課	・各小中学校において、異性についての理解を深め、人間関係を築いていく内容の道徳の学習をとおして、子供たちの男女平等理念を啓発する。 ・小中学校において「男女混合名簿」を導入し、家庭・学校・地域における男女平等理念を啓発する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・互いのよさを認め、学び合い、支え合いながらよい関係を築き男女平等の意識を高めるようにした。 ・各小・中学校において、すべての教育活動をおとして、男女平等教育を含めた人権教育を推進した。 ・令和3年度「男女混合名簿」導入にむけ、「～さん」付けでの呼名、入学式・卒業式において名簿順での着席など、男女平等の理念をより高める教育活動実施に向けての準備を行った。	・令和3年度「男女混合名簿」導入にむけ、男女平等の観点から日々の教育活動を見直すことによって、各小・中学校では、男女平等の意識の高揚を図ることができた。	・「男女混合名簿」導入により、男女平等の高揚を図る必要がある。 ・全教育活動を通じて、内容の充実・発展を図ることが課題である。
						2	生活力を身につける教育の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				保育幼稚園課	保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・保育所入所審査においては、性差にとられない入所決定を行った。 ・保育者については研修に参加することで人権保育について理解を深め保育に生かしていくことに取り組んだ。	・保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加した。	・保育所における人権保育の理解と実践をさらに深めるよう継続して研修会への参加を行い、保育所職員全員で共通認識として確認する。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
				青少年課	定期的に調理体験や一緒に食事をする体験、工作体験や宿題指導、遊び場を提供し、家庭の事情等により不安定な食生活を送る子ども達への食育と居場所を確保するもの。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・青少年活動センターで、市民スタッフが中心となり、「むさび食堂」(子ども食堂)を1回開催し、子ども54人、スタッフ16人、のべ70人の参加者があった。	・子どもたちに性別に関係なく、調理をする楽しさを伝え、生活体験を提供することができた。(令和2年度は6回の計画をしていたが、コロナ禍のため1回の実施となった。)	・子どもの頃から、家庭の中でも性別に関係なく、料理に参加し、習慣化するよう、生活体験事業を継続していく。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				男女共同参画推進センター (人権推進課)	・男女共同参画の必要性を知ってもらい講座や講演会を年6回以上実施する。 ・若年期から男女平等意識を育むために、市内中学校と連携して男女平等意識の講座を年1回以上実施する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.8		・人権パンフレット3,000部作成 市内小学5年生、中学1年生に配布 ・男女共同参画セミナー公開講演会参加者101人(前年:136人) ・自分魅力アップ！セミナー動画配信(全3回) 視聴数1,445回(3/31までの閲覧数) ・ちいさなお仕事応援講座(全5回) 受講者延べ人数 82人(前年度:全9回227人) ・女性リーダー養成講座実施時期を例年より早めたことで、感染再拡大前に開講でき、学習機会の提供を確保することができた。 ・市民提案型協働事業LBGT講演会では、教職員や生徒に対して講演会を実施したことで、教育機関において啓発するための地盤作りに繋がった。 ・公民館を会場としてLGBT講演会を実施したことで、公民館を利用する地域の方々に対して重点的に啓発することができた。	・新型コロナウイルス感染対策をとりながら、男女共同参画に関する講座・講演会を年間8回実施した。 ・新型コロナウイルスの影響で受講者を募ることが難しいなか、魅力アップセミナーを動画で配信することで受講人数を制限することなく多くの人が視聴でき、男女共同参画について啓発することができた。 ・男女共同参画セミナーは、『木久蔵流、がんばらない子育て』をテーマに父親の目線から子育てについて啓発することができた。 ・女性リーダー養成講座実施時期を例年より早めたことで、感染再拡大前に開講でき、学習機会の提供を確保することができた。 ・市民提案型協働事業LBGT講演会では、教職員や生徒に対して講演会を実施したことで、教育機関において啓発するための地盤作りに繋がった。 ・公民館を会場としてLGBT講演会を実施したことで、公民館を利用する地域の方々に対して重点的に啓発することができた。	・学校や公民館と連携したLGBT講演会については、会場を持ち回りにするなどし、地域による偏りが生じないよう実施していく必要がある。特に学校においては、円滑な事業実施のため今後教育委員会を中心として取り組んでみたい。 ・男女共同参画セミナーはコロナ禍の中で、100人を超える参加があったが、講師が落語家ということもあり、来場者が「年配の方が多く、子育て世代の来場が少なかった。ターゲット層へのアプローチ方法を検討したい。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						5	講演会、講座等の学習機会の提供	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						6	教育・研究機関との連携による啓発活動の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				市民相談室 (人権推進課)	法務大臣から委嘱された市内12名の人権擁護委員が小中学校で実施する人権教室の活動支援をする。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	3.6	・思いやりの心を育てる「人権教室」(市内小学校2校) ※所沢人権擁護委員協議会並びに同協議会入間部会が実施し、市民相談室が活動を支援している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、申込件数は例年に比べ減少したが、2校で実施することができた。 ・実施後に児童が記入したワークシートには、「人権の大切さがわかった」、「友だちと仲良くしていきたい」、「いじめられている子がいたら助けたい」等の感想があり、男女平等を始めたとした人権意識の向上が見られた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、申込件数は例年に比べ減少したが、2校で実施することができた。 ・実施後に児童が記入したワークシートには、「人権の大切さがわかった」、「友だちと仲良くしていきたい」、「いじめられている子がいたら助けたい」等の感想があり、男女平等を始めたとした人権意識の向上が見られた。	・これまで、人権教室実施回数増に伴う人権擁護委員への負担増が課題となっており、当年度から実施校数の上限を5校としていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により申込数が2校だったため、当年度は大きな負担は無かったと思われる。 ・1回あたりの委員動員数を少なくするため、人権教室で使用する大型紙芝居のデジタル化を行う(紙芝居の持ち手2名削減が可能となる)。 ・上限数に満たない申込数の場合は、人権教室を実施したことのない学校を中心に実施協力を依頼する。 ・昨年度審議会から指摘された「OBの活用等の工夫による全小学校実施」について、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が実施する人権教室という位置付けのため、既に退任した元人権擁護委員を活用することは困難と思われる。また、人権教室に出席した人権擁護委員には、国(法務省)から弁償金が支給されるため、支給根拠のない元人権擁護委員を活用することにより生じる待遇格差も懸念事項である。全小学校での実施については、人権擁護委員の負担状況を考慮すると困難な状況であるが、人権教室を実施したことのない学校については積極的に実施協力を依頼していく。 ※人権擁護委員は、人権教室のみならず、SOSミニレター回答や協議会役員、協議会イベントへの参加等の業務がある。
				地域保健課	PTA家庭教育学級や子育て中の夫婦を対象とした講座でチラシを配布する等今後も普及啓発を行っていく。	3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・両親学級(妊婦のべ175人、夫のべ131人)を実施した。また、日程の合わない方のために個別での対応を行った。	・新型コロナウイルス感染拡大により講師派遣の依頼が減少した。両親学級などの実施時、男性の育児等への参加も意識した内容とした。	・新型コロナウイルス感染拡大により講師派遣の依頼が減少している。感染予防に配慮し、誰にとっても利用・参加しやすいような配慮が必要である。

				社会教育課	・PTA家庭教育学級を実施する。 ・人間市生涯学習茶の都出前講座の充実と周知に努める。 ・いるま生涯学習ガイドブックを年2回発行する。 ・いるま学びの場を年1回発行する。	3 保護者・保育者への男女平等意識の啓発 5 講演会、講座等の学習機会の提供	◎ 4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した ○ 3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4 3	3.5		・PTA家庭教育学級 年35回実施 ・人間市生涯学習茶の都出前講座 11講座実施(延べ269人受講) ・いるま生涯学習ガイドブック 年1回発行 ・いるま学びの場 年1回発行	・コロナ禍で活動が制限された中でも、PTA会員が主体的に取り組み、学習機会を設けることができた。 ・出前講座は、コロナ禍でも市民の利用があり、ガイドブックや学びの場も併せて学習機会の提供の場となっている。	講演会、講座等の内容の充実が課題
				公民館	男女平等理念に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	5 講演会、講座等の学習機会の提供	◎ 2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した ◎ 5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した ○ 1.事業の対象となる人の現状を男女別に把握した △	4 4 3 0	3.7		【東藤沢公民館】 目的としては少しこととなるが、人権啓発講座にLGBTを主題にし、男女の役割についての学習の場を提供した 【西武公民館】 ・男女共同参画推進センターと市民団体との協働事業でLGBT講演会を実施 参加者30人 【黒須公民館】 第2次公民館基本計画策定における基礎資料とするため、公民館利用、講座等に対する満足度等を男女別に把握した。さらに男性女性に分けることに抵抗のある方への配慮としてその他の項目も設定した。 【その他公民館】 なし	【東藤沢公民館】新型コロナウイルスの影響で参加人数を制限する必要があった。 【西武公民館】 公民館を利用する地域の方々へ重点的に啓発することができた。 【黒須公民館】 入間ケーブルテレビの撮影時に文化協会会長より、男性がサークル活動等に参加する割合が低くなっている現状を伝えていただき男性の参加も促した。 【その他公民館】 ・人権講座について、今年度は別のテーマで開催した。 ・講座のテーマ・講師の決定ができず開催できなかった。 ・テーマの設定や参加対象者の見込みなど、プログラムの設定が難しく、開催に至らなかった。 ・学習のテーマや対象となる参加者の見込み等、事業の設定が難しく、開催に至らなかった。	【東藤沢公民館】 人権啓発講座の中で男女平等についての問題点を考える内容を入れていく。 【西武公民館】 今後も男女共同参画についての啓発を引き続き行う。 【黒須公民館】 講座やサークル活動等に男性の参加も増えるよう引き続き啓発を行っていきたい。 【その他公民館】 ・開催に向け、時期や講座の内容について検討する。 ・今後の事業開催に関しては公民館の併合計画に基づいて精査する。 ・内容や開催時期、講師等、参加者が見込めるか調査・研究を行う。

【令和2年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要(Plan)						実施内容(Do)・評価(Check)										改善(Act)	
基本 目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組 状況	男女共同参画配慮項目	評点	各課 平均	施策 平均	令和2年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和2年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)		
【1】 個人の 人権を尊重する	(2)男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し		●女性と男性の固定的役割分担意識の改革	男女共同参画推進センター (人権推進課)	固定的役割分担意識を改革するために、講座、パネル展示、情報紙などのあらゆる媒体を用いて年間を通して啓発を実施していく。	7	固定的役割分担意識の解消のための啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.7	3.8	・男女共同参画週間(6/22～6/26)にパネル展示 ・各種講座の参加者に男女共同参画基本条例のパンフレットや第4次いるま男女共同参画プラン(概要版)を配布 ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンはじめよう！)の発行、全戸配布(50,200部作成) ・市立保育所・幼稚園・学童保育・小中学校(47ヶ所)へセンターだよりの配布 ・男女共同参画推進センター公式ホームページを開設。	・男女共同参画週間(6/22～6/26)に男女共同参画に関するパネル展示や平成31年度に実施した事業等を紹介し、男女の固定的役割分担について考え深めるきっかけづくりになった。 ・男女共同参画推進条例の冊子や第4次いるま男女共同参画プラン(概要版)を各種講座で配布したり、男女共同参画週間パネル展示で配架して周知をした。 ・男女共同参画情報紙を広報いるま3月1日号に折り込み配布していることから、広く市民に周知が図られている。 ・男女共同参画推進センターの公式ホームページをブログより移設した。内容を見やすく、充実させた。	・情報発信に時間のかからないホームページにタイムリーな話題を掲載するなど、ホームページの内容をより充実させ、特に若年層(20代～40代)への情報発信を積極的に行う。		
						8	市主催事業での啓発活動の実施	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4							
						9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3							
				広報課	広報いるま、各メディア等を通して、男女共同参画等の取り組みをPRし、情報提供の機会を創出する。	9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	4.0	・広報いるまに男女共同参画週間や審議会の公開等の記事を8件掲載。 ・広報いるま(10/1号)「いろいろな性 いろいろな生き方～多様性を認め合うまちを目指して～」の参加者募集記事を掲載。 ・記事の内容を人間ケーブルテレビ・エフエム茶笛の番組で放送。	市民に事業の周知を図り、男女共同参画推進に努めた。	広報いるま・人間ケーブルテレビ・エフエム茶笛を利用した情報発信を通して、市で行う施策、イベント等の取り組みを引き続きPRし、情報提供の機会を創出する。			
			●男女共同参画の必要性が共感できる啓発活動の推進	男女共同参画推進センター (人権推進課)	市民向け講座の参加者について定員の8割以上を目標とする。	10	市民との協働で行う男女共同参画セミナーによる意識づくり	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	4.0	・男女共同参画セミナー公開講演会参加者101名(前年:136名) ・新規採用職員研修で男女共同参画について講義受講者38名(前年度:31名) ・男女プランにおけるH31年度実施の事業評価のうち、審議会からの指摘事項について、2/24に開催された施策連携会議において各部の次長へ報告し、併せて関係各課へショートメールで通知	・全ての主催講座において定員の8割以上の参加があった。 ・コロナ禍にありながら男女共同参画セミナーでは、市民ボランティアスタッフ8名と共に企画・運営を行い、市民と協働で実施することができた。 ・新規採用職員研修の場で、男女共同参画について知識の習得の機会を提供した。 ・起業セミナーH31年度に引き続き性別不問としたことで、男性1名の参加があった。	・セミナー参加者数の目標値を定員の8割以上とする。 ・引き続き、男性や子育て世代が講座に参加しやすいような講座内容や広報の仕方を検討していく。		
						11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4							
				社会教育課	男女の別に関わらず、来場者、参加団体の情報交流の場として、いるま生涯学習フェスティバルを開催する。	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	4.0	多くの市民と行政との協働により、生涯学習をすすめる市民の会が25年間にわたり積み上げてきた「まなびの支援活動」を振り返り、その成果を共有するとともに、今後の活動の方向性を考えるためのシンポジウムとして、特別企画「フェスティバル四半世紀の回顧」を開催	参加団体等の情報交流の場となっている、いるま生涯学習フェスティバルを振り返ることにより、評価・課題を認識することができた。また、新しい試みとしてオンライン配信を実施した。	参加団体の構成員の高齢化による参加団体の減少が課題			
				公民館	男女平等参画の必要性に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		【東町公民館】 ・女性セミナー 参加者11名	【東町公民館】 ・体験講座に、家庭内で日頃多くのストレスをかかえている幅広い世代の女性が参加。女性が外で活動するきっかけとなった。	【東町公民館】 ・より多くの方に参加していただけるよう努めていきたい。 男女平等参画の必要性に関する事業を1回以上開催する(数値目標)		
								◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	【東藤沢公民館】 ・東藤沢生涯学習ときめき学園には男女のボランティア運営スタッフがおり各コースの授業内容や合同の事業について話し合いで決めている。男性スタッフ3名、女性スタッフ7名	【東藤沢公民館】 ・ボランティアスタッフは、女性が多い状態が当初から続いているので、男性目線の授業が少ない。	【東藤沢公民館】 ・いずれの事業も参加者が固定していて新たな参加者が少ないので、学習コースの見直しについて検討が必要である。				
								△		0	【その他公民館】 なし	【その他公民館】 ・啓発活動の方法が良くわからなく、具体的な取り組みをすることができなかった。 ・講座のテーマ講師の決定ができず開催できなかった。 ・子育て講座を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 ・啓発となる事業設定が難しく、開催に至らなかった。	【その他公民館】 ・啓発活動の在り方について、学習していく ・開催に向け、時期や内容を検討する。 ・どのような内容、どんな時期であれば参加者が見込めるのか、調査・研究を行う。 ・今後の事業開催に関しては、公民館の併合計画に基づいて精査する。				

概要(Plan)						実施内容(Do)・評価(Check)										改善(Act)	
基本 目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目 標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組 状況	男女共同参画配慮項目	評点	各課 平均	施策 平均	令和2年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和2年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)		
【1】個人の 人権を尊重する	(3)あらゆる 差別・暴力 の根絶	2. DV対策 基本計画	●DVなどのあ らゆる差別・暴 力の未然防止 のための意識 啓発	男女共同参画推 進センター (人権推進課)	DV被害者の内「相談できなかった」、「相 談しようと思わなかった」人の割合40.0% (第4次プラン目標値)に以下にするた め、市民に広く周知する機会を増やす。	12	DV防止に関する意識啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.5	3.4	今年度はオンラインでの相談を開始し、コロ ナ禍においても相談できるように相談体制 を拡充した。また相談カードやポスターをの 掲示するなど意識啓発や相談につながるよ う工夫した。 またセンターHPを改修してDVについての 周知を行った。	コロナ禍において増加しているといわれるDV被害に 対応すべく、オンラインでの相談を開始したことに、臨 時の市報でDV相談の必要性を周知した。 HPでDVIについて、広く周知することができた。	コロナ禍におけるDV被害の増加に伴い、男女共同参 画推進センターでDV相談を行っていることを引き続き 周知することが必要である。また若年層に向けた意識 啓発として市公式HP、男女共同参画推進センターだ より等にデートDVの記事等を掲載する。		
					13	若年層に対する暴力防止に関する 意識啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3								
				学校教育課	各小・中学校において、学級指導や道徳 の時間の充実をとおして、DV未然防止 の意識を啓発する。	13	若年層に対する暴力防止に関する 意識啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		学級活動を通し、DVを理解しその防止や 解決に向けた実践行動に繋げさせ、自分に 関係ある問題と捉えさせる。また道徳の授 業では価値的・感情的側面の教材を行う。	各小・中学校では、ロールプレイなどの体験・参加型 の授業を実践することで、より身近な問題として考えさ せることができた。	暴力に頼る解決方法ではなく、性別を乗り越えて相手 を思いやりながら理解をする方法を身に付けさせてい くことが課題である。		
					人事課	職員研修の科目として実施する。	14	ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)等 の根絶に向けた意識啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3		3.0	・「パワーハラスメント防止研修」を実施し、 主幹・副主幹職から26名が受講した。 ・新規採用職員研修(後期)の科目として 「ハラスメントの防止」を実施し、39名が受 講した。	・階層に応じたハラスメント防止研修を実施し、職員へ の意識啓発が図られた。 ・「主任研修Ⅰ」は、新型コロナウイルス感染拡大防止 の観点から中止とした。	・職員への意識啓発として、継続して実施する。 見込み人数 90名	
				商工観光課		企業人権問題講演会を年に1回実 施。労働相談の実施。	14	ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)等 の根絶に向けた意識啓発	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮し た	3		3.0	事業を計画していたが、新型コロナウイルス 感染症の影響により講演会を中止した。 代わりに、市内事業所等396ヶ所に入間市 で作成している人権に関するパンフレットを 配布した。 労働相談、若年者就業相談の実施。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から企 業人権問題講演会は、中止となったが、人権に関す るパンフレットを配布したことにより事業者の意識啓 発につながった。	引き続き、企業人権問題講演会を実施するが、オンラ インで開催する。	
					男女共同参画推 進センター (人権推進課)	DV被害者の内「相談できなかった」、「相 談しようと思わなかった」人の割合40.0% (第4次プラン目標値)以下にするため、 庁内連絡会議を年1回以上開催し、庁内 連携を深める。	15	関係機関との連携	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4		3.8	3.3	DVに関する相談件数 令和2年度 71件	コロナ禍においてもDV対策庁内連絡会議 を開催し、市の福祉部門や市民課等との連 携を図り相談者への支援の充実に努めた。 また、犯罪被害者支援担当の交通防犯課 もDV対策庁内連絡会議の構成課になるよ う働きかけ庁内連携の強化を図った。	DV対策庁内連絡会議を通じて各種支援体制の見直 し、改善することは重要で相談体制の充実につながつ たと考える。また、担当職員を関係機関の研修に派遣 し、資質向上を図った。 また、オンライン相談を行うことで相談体制の充実を 図った。
				16			相談事業の周知と充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4							
				17			職員、相談員の研修、精神的ケ アへの対応	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	4							
				18			安全確保のための支援体制の整 備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4							
				19			自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮し た	3							
			市民相談室 (人権推進課)	DV被害者等から相談を受けた場合、丁 率な聞き取りを行い、内容によっては男 女共同参画推進センター等の関係部署 につなげ、専門の相談につなげる。	15	関係機関との連携	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮し た	4	3.3	3.3	・DV被害者からの相談(7件) ・男女共同参画推進センター等との連携	市民相談室でDVに関する相談を受けた場合、被害状 況・期間等を詳細に聞き取り、内容によっては男女共 同参画推進センターに報告し、専門の相談につなげ た。併せて、警察の相談窓口やDV被害者向けの相談 機関等について情報提供した。 また、男女共同参画推進センターから配架依頼を受 けたリーフレット等を市民相談室前に配架し、啓発活 動の支援を行った。 なお、過去に「男性職員に相談したくない」、「人目 のあるところでの相談に抵抗がある」等の要望があっ た。		市民相談室は男性の市民の方も多数来室され、DV 被害を受けた女性を利用しにくい側面もある。通常相 談は窓口で受け付けているが、他人に聞かれたくない という理由で個室での相談を希望される方もいらっ しゃるが、日によっては他の専門相談等で個室が全て 使用されていることもあり、対応できない場合もある。 特に新任職員がDV相談の受け付けができるよう、県 等が実施するDV相談対応に関する研修を受講する 等して、適切な応対や回答ができるようなスキルを引 き続き身につけていくとともに、周囲の職員がバックア ップしてい なお、昨年度審議会から指摘された対応マニュアルに ついて、内部で協議して研究する。		
					16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3								
					17	職員、相談員の研修、精神的ケ アへの対応	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3								
			自治文化課	相談者が外国人で通訳等の手配が必要 となった場合、人権推進課と連携するこ とを確認している。	16	相談事業の周知と充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	4	4.0		・外国人相談事業()内、昨年度実績 英語 253件(147)、スペイン語 78件 (29)、中国語 31件(3)	・新型コロナウイルスの影響で相談が増加した。 ・DVIに関する外国人相談は、人権推進課と連携して 対応した。相手の主張や支援体制など整理して適切 な対応を行った。		被害者の自立についての検討や、被害者自身が求め るものが何かなど、丁寧な対応が必要。なお、DV相 談の際は、長時間になるため通訳者を求める場合、 効果的な連携を行うためにルールづくりが必要。		
					19	自立支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	4								
			こども支援課	・11月の「児童虐待防止推進月間」でコロ ナ禍においても十分に啓発活動ができ るように展示を庁舎以外でも1ヶ所実施 する。 ・研修が少なくなっている中でも、職員の 資質の向上のため埼玉県派遣の市町村 支援専門員に要対協実務者会議や受理 会議に出席していただき、助言を求め る。 ・要保護児童対策地域協議会による情 報共有及び連携対応による個別のケー スに対する支援の充実。 ・「オレンジプログラム～どならない子育 てのヒント」を1施設で実施する。	16	相談事業の周知と充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	4	3.5		3.3	・市報、ホームページへの掲載。「児童福祉 週間」「児童虐待防止推進月間」における展 示、図書館で子どもに関する図書コーナ ーの設置。わかくさ高等特別支援学校の生徒 作成のオレンジリボンの配布。 ・埼玉県市町村支援専門員による要対協実 務者会議、受理会議での助言。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議 開催。年12回開催。 ・個別ケース検討会議開催。計55回開催。 31ケース(延べ114人)について支援方法等 を協議。 ・「オレンジプログラム～どならない子育 てのヒント」を1施設で実施した。	・新型コロナウイルス感染症の影響により学校等が休 業の中、児童虐待が懸念されたが、関係機関で協議 を行う場を設けるなど、見守り体制を構築した。 ・「オレンジプログラム～どならない子育てのヒント」に ついては、子育て支援拠点との日頃の連携体制の構 築により、受講者の募集、託児、会場の確保等が迅速 に行えた。	・新型コロナウイルス感染症の影響による研修の機会 が減少している状況でも職員の資質の向上を図る。 ・「オレンジプログラム～どならない子育てのヒント」を 子育て支援拠点2カ所で行い、プログラムのさらなる 普及を図る。		
					17	職員、相談員の研修、精神的ケ アへの対応	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3								
					18	安全確保のための支援体制の整 備	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	4								
					19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3								
			障害者支援課	・県主催の障害者虐待防止研修に職員 が1名以上参加し、障害者虐待防止と 対応に関する必要な知識の習得に 努める。 ・年1回以上市障害者差別解消支援地 域協議会を開催し、障害者差別に関 する相談等を踏まえた障害者差別を 解消するための取組等について協議 を行う。 ・障害者虐待に係る通報等を受理し た場合には、障害者の安全確認、緊 急性の判断、通報等の内容の事実確 認等の対応について、課内で情報共 有、意見交換等を行いながら、連携 して取り組む。	16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3	3.0			3.3	障害者虐待に係る通報等を受理した場 合には、障害者の安全確認、緊急性の判断、 通報等の内容の事実確認等の対応につ いて、課内で情報共有、意見交換等を行 いながら、連携して取り組む。(障害者虐待に係る通報等を受理した件 数:4件)	・コロナウイルス感染症拡大防止のため、県主催の障 害者虐待防止研修の開催がなく、職員が参加するこ とができなかった。 ・コロナウイルス感染症拡大防止のため、市障害者差 別解消支援地域協議会の開催ができず、障害者差別 を解消するための取組等について協議を行うことがで きなかった。 ・障害者虐待に係る対応については、過去の事例等 も参考にしながら、課内で連携して取り組むことが できた。	・県主催の障害者虐待防止研修に職員が1名以上参 加し、障害者虐待防止と対応に関する必要な知識の 習得に努め、課全体の資質の向上を図る。 ・年1回以上市障害者差別解消支援地域協議会を開 催し、障害者差別に関する相談等を踏まえた障害者 差別を解消するための取組等について協議を行う。 併せて、障害者差別に関する知識・理解の啓発、相 談窓口の周知等に努める。 ・障害者虐待に係る通報等を受理した場合には、障 害者の安全確認、緊急性の判断、通報等の内容の事実 確認等の対応について、課内で情報共有、意見交換 等を行いながら、連携して取り組む。併せて、障 害者虐待に関する知識・理解の啓発、早期発見に向けた 相談窓口の周知等に努める。	
					18	安全確保のための支援体制の整 備	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3								
19	自立支援の充実	○			3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加し やすいような配慮をした	3											

【1】
個人の人権を尊重する

(3)あらゆる差別・暴力の根絶

2. DV対策基本計画

●DV被害者等への支援体制の強化

介護保険課	高齢者虐待への対応及び養護者への適切な支援を行う。	16	相談事業の周知と充実	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0	高齢者虐待を発見した場合、市及び地域包括支援センターに通報するように周知活動を行う。また、虐待対応する職員及び地域包括支援センター職員に虐待対応職員研修の受講をさせた。 虐待を把握した場合は、市及び地域包括支援センター、関係課において対応を行い、被虐待者の安全を確保した。 市民課よりDV被害者の転入者については、住民基本台帳システムから介護保険システムへ連動されDV被害者であると分かるようになっていることから、被虐待者の安全確保のため周知徹底を行なっている。	埼玉弁護士会の弁護士及び公益社団法人埼玉県社会福祉士の社会福祉士より、事例検討会・情報交換会を通して虐待事例への法律・福祉分野の専門的助言を受けることにより、高齢者虐待対応技術向上が図れた。	個別の支援については、関係課との情報共有を徹底し、各課の役割を明確化にしながら適切な支援を行う必要がある。
		18	安全確保のための支援体制の整備	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3				
学校教育課	相談支援体制の強化を図るとともに、広く市民に周知することによりDV被害者等への支援体制を整える。	16	相談事業の周知と充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	教育センターのHPを更新したり、相談窓口を広報で知らせたりした。児童発達支援センターとの連携を図った。	相談内容について、児童発達支援センターと共有したり、対応について協議したりした。関係機関との連携を図ることができた。	相談窓口を一本化し、市民にとってわかりやすい相談窓口となるよう、さらなる福祉と教育の連携を図る必要がある。
市民課	職員の支援措置対応が弱体化しないように、法令順守はもとより知識の習得及び他課との連携について、対応できるように徹底させる。	18	安全確保のための支援体制の整備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	支援措置対象者439名(市内外、併せて支援含む)の保護の為、新規受付、継続、各種証明の交付時など各システム等により関係各課の情報共有に努めた。	新任職員に対し支援措置の研修を実施し、理解度を深めた。また、支援相談された市民の方向けへ制度について理解いただくための案内を作成した。	住基支援の増加に伴い、個々の情報を管理する量が増えているため、正確に管理ができるように台帳の整理を努める。
生活支援課	個別具体的な支援を必要とするため、相談支援員やケースワーカーとの情報共有が必須。加えて、それら情報の漏洩防止を最優先とする。安全確保、人権の尊重の観点から被害者等に寄り添った支援を実施する。	18	安全確保のための支援体制の整備	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	被害者等の情報の漏洩防止を最優先とした。ただし、心身の安全確保や人権の尊重も重要であったため、関係各課とは連携を密にした。	DV被害者だけではなく、生活困窮相談者や生活保護受給者に関する重大な情報の漏洩が無かった。また、支援される方の安全も十分に確保できた。	情報漏洩と安全確保は常に最善な状態を保たなければならぬため、普段から研修等を心掛け、緊急的な対応はもちろんなく、通常時も適切な対応を行っていく。
		19	自立支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4				
高齢者支援課	被害者への総合的支援を行うため、関係課及び課内の情報共有を図る	18	安全確保のための支援体制の整備	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	2.5	DV被害者への対応について関係課との調整と課内の対応の確認	DVに関する相談件数は1件もなかった	関係課と情報共有するうえでの情報管理の方法が定まっていない
		19	自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2				
保育幼稚園課	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行う。	19	自立支援の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.0	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行った。	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行った。	定員を超えての受入れが出来ないことから、年度途中の希望があった場合の他施設との連携が課題である。
都市計画課	DV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくする。	19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	2	2.0	DV被害者からの市営住宅入居相談及び入居の実績無し。	H29年度からDV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくしている。	現状を維持する。
商工観光課	就職支援セミナーや内職相談、若年者就業相談を今後も実施する。	19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	内職相談室、ふるさとハローワークの開設及び利用促進。 就職支援セミナーを開催。(年3回実施 参加者合計:49名) 労働相談、若年者就業相談の実施。	DV被害者等の方への支援に限定はしていないが、働きたいと考えている方に向けてセミナーや相談の実施した。	就労支援の面から、今後も事業を実施していく。